

一般の指導及び監督の具体的な内容

項目	内容
①事業用自動車を運転する場合の心構え	1.輸送事業は公共性が高い仕事であることを自覚する ・トラック輸送は国内貨物輸送量の9割を占める物流の主役である 2.交通事故の統計を踏まえ、トラック事故が大きな社会的損害を引き起こすことを認識する ・人身事故は追突が半数を占める ・人との接触事故のほとんどが交差点で発生している 3.他の運転者に与える影響の大きさを認識し、模範運転手としての心構えを自覚する ・思いやり譲り合いの気持ちを持つ ・油断や過信をしない ・急ぎや焦りを抑える ・冷静な気持ちを保つ ・エコドライブを心掛ける
②事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項	1.法令で定められている乗務員が遵守事項すべき事項(輸送安全規則・道交法・車両法・労基法) ・酒気帯びで乗務しない ・過積載・偏荷重・不適正な固縛の車に乗務しない ・運行前の正しい点検項目と記録方法を理解する ・運行前において点呼を受け、管理者と酒気帯び・疲労疾病・車両点検等の確認を行い、運行に対する指示を受ける ・運行後において点呼を受け、管理者と酒気帯びと本日の運行の確認を行う ・乗務時に「運転手名」「車両番号」「乗務開始・終了の地点・時間」「経過地点」「乗務距離」「休憩・休息の時間・地点」「貨物の積載状況」その他必要事項を日報に記載する ・2泊3日以上以上の運行に際して、出発前に管理者から運行指示書を受け取る。途中で指示時間等に変更が生じた時は管理者と連絡をとり、指示を受けて運行指示書に変更を行い、帰庫後運行指示書を管理者に渡す ・疲労疾病による安全運転継続不能や異常気象時等、緊急時の対処を理解する 2.義務を果たさない場合の影響を把握し、遵守することの重要性を理解する ・義務を果たさない場合の事故事例・会社に対する行政処分(車両停止、事業停止、許可取消) ・運転手に対する刑事処分(救護義務違反、危険運転致死傷罪等)、行政処分(違反金・点数)
③事業用自動車の構造上の特性	1.車高に合わせた運転 ・車間距離の錯覚から追突事故の要因になる ・重心が高く横転しやすい ・実車と空車で車高や重心が変わる ・乗用車から見ると車間を詰めた煽り運転と錯覚されやすい 2.車長に合わせた運転 ・内輪差が大きくなる ・左折時左側方の二輪や歩行者を巻き込みやすい ・左折時ラインを超えるほど車体をふらない ・右折時左後方がオーバーハングではみ出る 3.車幅に合わせた運転 ・すれ違い時の接触事故注意 ・右カーブ時視線につられセンターラインをはみ出やすい 4.死角に合わせた運転 ・担当車の左後方の死角範囲を理解する ・後退時は下車目視で後方の安全確認をする 5.車両重量の増加で、スピードに応じた衝撃力や遠心力が大きくなり、制動距離が伸びる 6.トレーラー運転時は後退時のハンドル操作や前輪後輪のロック、ジャックナイフ現象に注意する 7.コンテナトレーラー運搬時、確実に緊縮装置のロックを行う
④貨物の正しい積載方法	1.偏荷重は積付けの偏り・固縛不十分・運行中の荷崩れにより起きる。 ・左右の偏りはカーブ時横転の危険 ・前部の偏りは下り坂ブレーキ力低下、急ブレーキ時後部飛び跳ね、オーバーステアの危険 ・後部の偏りはハンドル操作不安定、発進・登坂時に前部浮き上がり、オーバーステアの危険 2.重量貨物を積載する際は、軸重違反を防ぐため集中荷重・偏心荷重で積載しない 3.長さ(車長×1.1)、幅(車幅)、高さ(3.8m)の積載制限を超える場合は許可が必要となる 4.荷扱指示やマークに従い、混載時には重量物を下にするなど荷崩れしない積付けを行う 5.転がり防止に歯止めやスタンション、隙間を作らぬよう止木処理、ワイヤーロープは張角45°以内で極力結ばず使用など、荷崩れしない固縛を行う 6.荷崩れがおこらないよう急ハンドル、急ブレーキを控えた走行をする 7.その他、商品事故を防止する為の積付け方法を確認する
⑤過積載の危険性	1.過積載は制動距離が伸び事故を招く要因となり、衝撃が増大して事故時の被害が大きくなる 2.過積載は低速高回転で走行するため、排ガス増加、騒音被害、道路損傷を引き起こす 3.過積載によって運転手、会社、荷主にたいして法令に基づく処分・措置がある 4.過積載を防止する為に積載制限を知り、荷主が過積載を指示した際の対応を決めておく
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	1.危険物は、禁水性、爆発性、可燃性、常温・加熱・水反応時の有毒ガス発生、の危険性がある 2.危険物に該当する種類は、酸化性個体、可燃性固体、自然発火性物質、禁水性物質、引火性液体、自己反応性物質、酸化性液体、高圧ガス、火薬、毒物がある 3.危険物輸送にあたっての取扱資格、車両備品、携行品を確認する 4.事故が起こった場合は応急措置、消防・警察への通報、会社・荷主への連絡体制、漏洩・飛散確認と措置、引火・発火の判断と措置、応急手当を行う 5.タンクローリーは積荷が流体で動きやすく重心が高いことを理解して運転する
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	1.到着時間、経済運転、気象条件の他、人混みを避ける等安全性を含め運行経路を選択する 2.事故多発地点やヒヤリハット地点の情報を会社内で共有する 3.運行前に道路状況、交通状況、気象状況、事故多発・ヒヤリハット地点を把握しておく 4.時間指定、待ち時間、渋滞等を踏まえ休憩時間・地点を設定する 5.規定法令の制限を超えた積載物を運送する際は、許可証を携行し、指定時間・期間、経路を守り、道路状況を事前に確認する。

一般の指導及び監督の具体的な内容

項目	内容
⑧危険の予測及び回避	<ol style="list-style-type: none"> 周囲の状況を見て見えないところに隠れている危険を予測する 他の道路利用者の動きによって起こる危険を予測する <ul style="list-style-type: none"> 子供のいそ道では飛び出しに注意する ・子供を発見したら道の反対側にも注意する 高齢者は車を認知せず道路横断することがあることに注意する 夜間走行時は無灯火の自転車に備える ・自転車追抜き時は側方間隔を十分取る 見通しの悪い場所では自転車が飛び出すことがあるので注意する 右左折時は交差点手前から二輪車が死角に入り込んでいないか注意を払う 二輪車や原付きが前方にいる際は突然の右左折や進路変更に備える 気象状況によって起こる危険を予測する <ul style="list-style-type: none"> 雨天時はスピードを落とし、無理な車線変更をしない 降雪・積雪時はチェーンを装着し、通常以上の車間距離を保ってスピードを落とす 濃霧時はフォグランプを点灯し、前車の急ブレーキに備える 強風時は橋・トンネル出口・切り通しの突風に備える ヘッドライト早めの点灯、ハイビームを有効活用し、夕夜間の道路状況を把握する ヒヤリハットや事故事例を元にどのような運転をすれば良いか危険予知訓練をする マンネリ化によるヒューマンエラーを防ぐため、指差し呼称や安全呼称を習慣づける 事故や災害に備え、緊急連絡体制や緊急対応策をあらかじめ把握しておく
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	<ol style="list-style-type: none"> 運転者の性格や行動によって表れる運転動作のクセは適性診断で測定することが出来る 適性診断の結果を見返し、事故に繋がりそうな運転のクセを自覚する 自覚したクセをどのように表に現れないようにするか、指導者とともに考え目標を決める 以前立てた目標を見返し、達成状況について指導者とともに考え新たな目標を決める
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	<ol style="list-style-type: none"> 過労状態は、注意力の低下、疲労感の増大、眠気を誘発し事故要因になる <ul style="list-style-type: none"> ○過労運転防止の為、法令で労働時間の上限が定められている ・拘束時間＝1日16時間以内 ・休息期間＝1日8時間以上 ・運転時間＝2日合計18時間以内 ・連続運転＝4時間以内(運転休憩＝30分以上) ○運行中に疲労・眠気を自覚した場合は早めに安全な場所で休憩を取り、疲労を残さない ○日常生活においても、過労やストレスを次の運行に持ち込まないよう気をつける ・休息中は6時間以上十分な睡眠をとる ・日頃から体を動かし健康を保つ ・休日中は趣味等で疲労・ストレスを解消する ・定期的に健康診断を受ける 酒気帯びは、速度間隔麻痺、視力・視野・反応速度の低下、注意力散漫で事故要因になる <ul style="list-style-type: none"> ・ビール500^{ml}や焼酎100^{ml}を処理するのに4時間かかることを頭において前日飲酒する 風邪薬の中には眠気を誘発するものがあり、服用後の運転は居眠り運転で事故要因になる 運転技能を過信すると、集中力が欠け、無謀な運転や見落としを起こして事故要因になる 焦って運転すると、スピードの出しすぎ、車間距離不保持、一時不停止で事故要因になる イラつきや怒り状態で運転すると、無謀な追い越しや判断能力が欠如して事故要因になる 禁止薬物を使用した運転は意識障害によって重大な交通事故をおこす 運転中の携帯スマホ使用や大音量の音楽は、見落としや聞き漏れを起こし事故要因になる 車内の環境が整備されていないと運転手の視界や操作を妨げ事故要因になる <ul style="list-style-type: none"> ・走行中伝票や地図を注視すると追突事故がおきる ・助手席側に物(カーテン)を置き、安全窓等の視界を妨げると左折巻込み事故が起きる ・足元に落ちているものはペダル等に挟まったり、拾おうとしてよそ見をしたり事故要因になる
⑪健康管理の重要性	<ol style="list-style-type: none"> 不規則な業務形態から生活習慣病を患い、事故を引き起こしたり死亡要因になったりする <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病は食生活、運動習慣、休養、飲酒、喫煙の不健全な積み重ねで発症する ・糖尿病患者が薬物療養時に低血糖で意識混濁となって事故を起こす ・潜んでいた脳卒中や心臓発作が長時間の運転姿勢で発症し突然死及び重大事故を起こす 定期健康診断を受け、健康状態を把握し、指摘には適切な治療を行っている <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から規則正しい生活を心がけ、疾病の際には管理者に申告する ・運転中に体調異常で運転に支障をきたす可能性を感じた場合、速やかに会社に報告する 自分のストレス状態を知るため定期的にストレスチェックを受け、精神面の健康管理を行うことで、「うつ」などの身体に影響を及ぼす心の不調を未然に防止する
⑫運転支援装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	<ol style="list-style-type: none"> 運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する場合がある ブレーキ制御を行う装置は装置の性能や限界を理解し、搭載車であっても運転に集中する <ul style="list-style-type: none"> ・被害衝突低減ブレーキは追突危険時に音で警報し、その後自動ブレーキで車速を抑えるが、車速を抑えるだけで、追突前に停止するものではない。先行車の急ブレーキには対応できないので運転手がブレーキ操作をする必要がある ・クルーズ機能は前の車との車間距離を一定に保った定速運行を行うが、渋滞で停止したり、カーブを自動で曲がるものではなく、居眠りやよそ見運転をすると事故を起こす ハンドル操作の警告や支援を行う装置は、路面や天候、周囲の交通状況等全てに対応したものではなく、運転手が集中して操作することが前提となっている 車体維持を支援する装置は、横転の兆候を感知した時に車速を制御するもので、急ハンドルや雪道走行の横転は防げない。運転手が正しくエンジンとブレーキを操作する必要がある バックカメラは後方の視界を補助する装置であるが、近接の低い障害物、自車より高所にある構造物、カメラ範囲外の動体は死角となるため、後退時は必ず降車による目視を行う必要がある